

# 福岡県公報

平成31年2月8日  
第4066号

## 目次

### 告示 (第66号 - 第73号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 3
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 3
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 3

### 公告

- 福岡県国民保護計画の変更 (防災企画課) ..... 3
- 介護医療院の許可 (介護保険課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 5

- 河川法に違反する船舶の撤去に関する公告 (河川管理課) ..... 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 8
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (県営住宅課) ..... 8

### 収用委員会

- 土地収用法第46条第2項の規定に基づき通知すべき書類 (用地課) ..... 8

### 雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (環境保全課) ..... 9

## 告示

### 福岡県告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年2月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	野間須恵線	遠賀郡岡垣町東高倉一丁目96番110先から 遠賀郡岡垣町東高倉一丁目96番112先まで

### 福岡県告示第67号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
久留米	県道	久留米小郡線	前	久留米市通町350番1先から久留米市東柳原町212番1先まで	5.6 ～ 61.0	1,381.4	うち一般国道210号重用延長270メートル
			後	久留米市通町350番1先から久留米市東柳原町212番1先まで	5.6 ～ 61.0	1,381.4	うち一般国道210号重用延長270メートル
			後	久留米市諏訪野町1番9先から久留米市東柳原町212番1先まで	19.7 ～ 48.7	1,625.9	

**福岡県告示第68号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	田主丸黒木線	前	八女市上陽町上横山2973番3先から八女市上陽町上横山3087番1先まで	2.8 ～ 14.9	354.7
			後	八女市上陽町上横山2973番3先から八女市上陽町上横山3087番1先まで	4.4 ～ 14.2	354.7

**福岡県告示第69号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年2月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸黒木線	八女市上陽町上横山2973番3先から八女市上陽町上横山3087番1先まで

**福岡県告示第70号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	瑞梅寺池田線	前	糸島市瑞梅寺951番1先から糸島市瑞梅寺952番3先まで	14.3 ～ 22.5	42.8
			後	糸島市瑞梅寺951番1先から糸島市瑞梅寺952番3先まで	16.4 ～ 42.5	42.8

**福岡県告示第71号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年2月福岡県告示第272号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第72号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年9月福岡県告示第1467号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第73号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう）に係るものを除く）で定めるところによる。

平成2年4月11日農林水産省告示第550号（3に係るものに限る）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

**公告**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第1項の規定に基づく福岡県国民保護計画（平成18年2月3日福岡県公報第2491号公告）を変更したので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県総務部防災危機管理局防災企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、「福岡県の国民保護」のホームページ内（福岡県防災ホームページ（<https://www.bousai.pref.fukuoka.jp/kokuminhogo/toppage.htm>）に掲載する。）

平成31年2月8日

福岡県知事 小 川 洋

### 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように公示する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小 川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B1500014	白川病院介護医療院 大牟田市上白川町一丁目146番地	医療法人静光園	平成31年 2月1日

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 スーパーセンタートライアル新宮店
- 所在地 糟屋郡新宮町大字原上1812-1

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 届出年月日

平成31年1月23日

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 スーパーセンタートライアル福岡空港店
- 所在地 糟屋郡志免町大字別府字カジ546番1 外

#### 3 建物設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成31年1月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス穂波店

(2) 所在地 飯塚市太郎丸933

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時00分～午後9時00分

(変更後) 午前9時00分～午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後9時30分

(変更後) 午前8時30分～午後10時30分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前9時00分～午後10時00分

(変更後) 午前6時00分～午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成31年1月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル福岡空港店

(2) 所在地 糟屋郡志免町大字別府字カジ546番1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更前	変更後
駐車場No.1	134台	81台
駐車場No.2	64台	52台
駐車場No.3	117台	114台
駐車場No.4	30台	23台
合計	345台	270台

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成31年1月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 明治屋食品 ジャンボ市 久留米店

(2) 所在地 久留米市東合川五丁目1番3号外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,470㎡

(変更後) 3,371㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
駐車場No.1	61台	62台
駐車場No.2	126台	-
駐車場No.3	74台	74台
駐車場No.4	62台	62台
合計	323台	198台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
駐輪場No.1	18台	-
駐輪場No.2	20台	38台
合計	38台	38台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	変更前	変更後
荷さばき施設No.1	57.66㎡	57.66㎡
荷さばき施設No.2	47.50㎡	-
荷さばき施設No.3	80.00㎡	80.00㎡
合計	185.16㎡	137.66㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	変更前	変更後
廃棄物等保管施設No.1	11.95㎡	7.97㎡
廃棄物等保管施設No.2	14.53㎡	10.33㎡
廃棄物等保管施設No.3	39.06㎡	-
合計	65.54㎡	18.30㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
出入口の数	出入口の数
6	3

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	変更前	変更後
荷さばき施設No.1	午前8時00分～午後7時00分	午前8時00分～午後7時00分
荷さばき施設No.2	午前8時00分～午後7時00分	-
荷さばき施設No.3	午前4時00分～午後7時00分	午前4時00分～午後7時00分

公告

名柄川水系名柄川に放置されている次の船舶は、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の4第1項第2号イの規定に違反しているため、当該船舶の所有者又は使用者等に対し、同法第75条第1項の規定に基づき、平成31年3月12日までに当該船舶を撤去するよう命じます。

この期限までに所有者又は使用者等が撤去しない場合は、本職が命じた者が撤去するので、同法第75条第3項の規定により公告します。

平成31年2月8日

河川管理者

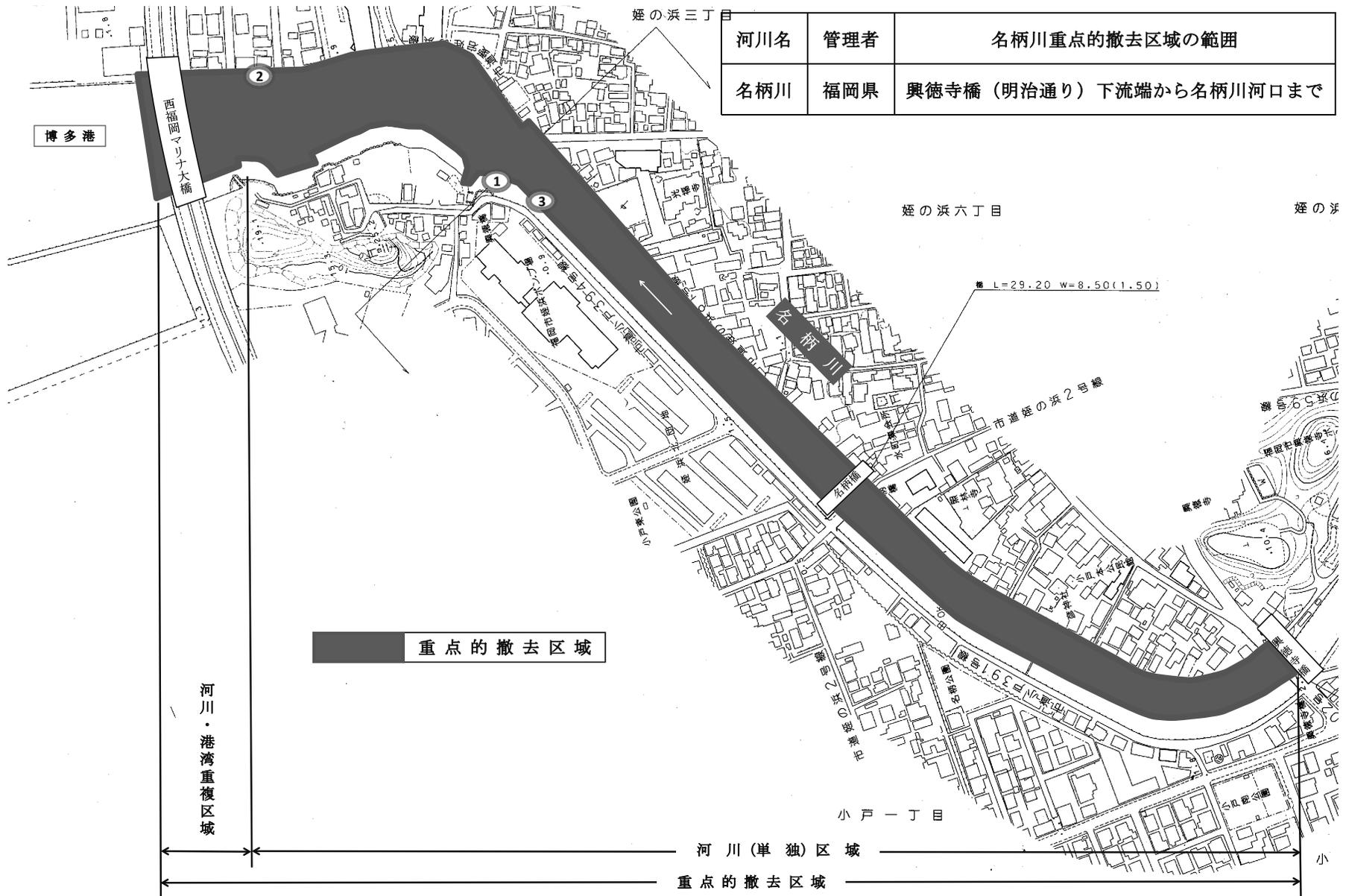
福岡県知事 小川 洋

放置物件の種類	所在地	図面表示番号 (重点的撤去区域)
船舶	福岡市西区小戸地先の河川区域内 (興徳寺橋から河口までの両岸)	①②③

連絡先 福岡県土整備部河川管理課 電話番号 092 (643) 3666

福岡県土整備事務所 電話番号 092 (641) 6581

図-1 重点的撤去区域 【重点的撤去区域の延長は、約1.1km】



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成31年1月24日糸島市告示第13号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久山町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成31年1月17日久山町告示第1号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市井原字出口1102番1及び1102番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糸島市井原1102番地の3  
菅 芳史

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
みやま市高田町濃施字向田146番4、147番1及び147番3から147番20まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
みやま市高田町濃施231-2  
三和不動産  
伊東 和徳

公告

「福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則」案について、次のとおり意見を募集します。

平成31年2月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間  
平成31年1月25日から平成31年2月25日まで
- 2 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部県営住宅課に備え置きます。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成31年3月1日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成31年2月8日

福岡県収用委員会

- 1 事件名  
平成30年度福収権第8号事件及び平成30年度福収明第8号事件
- 2 事業名  
市道下町・西福童16号線改築工事（福岡県小郡市小郡字町口地内から同市福童字東内畑地内まで）
- 3 通知を受けるべき者  
吉田 貞子  
佐藤 文吾  
佐藤 未登
- 4 通知すべき書類  
平成31年1月30日付け30福収第15号－4「審理の開催について（通知）」

雑 報

福岡県環境審議会公告

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成31年2月8日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

- 1 意見募集の対象  
水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に係る答申案
- 2 答申案の概要
  - (1) はじめに
    - ア 水生生物の保全に係る水質環境基準について
    - イ 水生生物保全環境基準の類型指定について
  - (2) 河川・湖沼に係る水生生物保全環境基準の類型指定方針について

- ア 類型指定のための必要な情報
  - イ 対象河川
  - ウ 類型指定の考え方
  - エ 湖沼の取扱い
- (3) 筑前海流入河川、矢部川及び日向神ダムにおける水生生物保全環境基準の類型指定について
  - (4) 河川ごとの類型指定に係る検討
- 3 答申案の閲覧場所等
    - (1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。
      - (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）
      - (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎内）
      - (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
      - (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
      - (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）
      - (6) 福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）
  - 4 意見書の提出期間  
県公報掲載の日から平成31年2月21日（木）まで（必着）
  - 5 意見書提出の方法  
持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール
  - 6 意見書の提出先  
福岡県環境部環境保全課  
（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3359  
（ファクシミリ）092-643-3357  
（電子メール）kanho@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

## 意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

## 記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。